

# 神戸国際大学学則

## 第1章 総 則

第1条 本学は、聖公会キリスト教の精神に基づき、全人格的人間形成をめざすとともに教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に従い、経済学とリハビリテーション学の理論並びに実践について研究教授することを目的とする。

第1条の2 本学は、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行う。

2 前項の点検および評価に関することは、別に定める。

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

経済学部

経済経営学科

国際文化ビジネス・観光学科

リハビリテーション学部

理学療法学科

2 前項に規定する各学部又は学科における目的は、次のとおりとする。

(1) 経済学部の目的は、建学の精神に基づき、物中心から人間中心へと主軸を移した経済学を学問的基盤に据え、経済学の理論と実践力を備え、グローバルな視野と豊かな教養、人間性を持った有能な人材を育成することとする。

イ. 経済経営学科の目的は、経済学・経営学に関する知識を修得し、現代の複雑な経済社会においてグローバルな視点を持って活躍できる人材を育成することとする。

ロ. 国際文化ビジネス・観光学科の目的は、国や地域の文化と結合したより良い人間生活を実現するビジネスについて学び、グローバルな視点を持って現代社会の発展に貢献できる人材を育成することとする。

(2) リハビリテーション学部理学療法学科の目的は、建学の精神に基づき、リハビリテーション医療の原点である「全人的復権」の基に「人間の保健・福祉」を追求する学問的基盤に立って、特にリハビリテーションの中核的担い手である、高い専門的知識と技術、及び豊かな教養と人間性を持つ有能な理学療法士を養成することとする。

第2条の2 外国人留学生に日本語及び日本事情等を教授し、学部本科入学以前に

一定の予備教育をほどこし、学部履修に必要なして十分な日本語能力を身につけさせるため、経済学部国際別科を置く。国際別科については別に定める。

第3条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

経済学部

経済経営学科 入学定員 180名 収容定員 720名

国際文化ビジネス・観光学科 入学定員 120名 収容定員 480名

リハビリテーション学部

理学療法学科 入学定員 80名 収容定員 320名

第4条 本学に、学長を置く。

- 2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督し、本学を代表する。
- 3 学長を補佐するために、副学長を置くことができる。
- 4 副学長は、学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

第4条の2 各学部に学部長を置く。

- 2 学部長は当該学部の学務を主管する。

第5条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手及びその他の職員を置く。

- 2 教職員に関する事項は、別に定める。
- 3 本学に、日本聖公会が派遣する聖職者をチャプレンとして受け入れる。

第6条 各学部に、教授会を置く。

- 2 学部教授会は、当該学部に属する専任の教授・准教授・講師・助教をもって組織する。
- 3 学部教授会は、前項の構成員以外の者を必要な場合出席させることができる。
- 4 学部教授会は、当該学部の教育研究に関する次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
  - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
  - (2) 学位の授与に関する事項
  - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めた事項
- 5 学部教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

6 学部教授会運営に関する事項は、別にこれを定める。

第6条の2 学長は、大学全体の教育研究に関する事項を審議するため全体教授会を招集することができる。

2 全体教授会は、学長及び専任の教授・准教授・講師・助教をもって組織する。

3 全体教授会は、前項の構成員以外の者を必要な場合出席させることができる。

4 全体教授会は、大学全体の教育研究に関する次の事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育研究に関する重要な事項で、全体教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めたもの。

5 全体教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる大学全体の教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べるすることができる。

6 全体教授会運営に関する事項は、別にこれを定める。

第7条 本学に教務部長、学生部長及び入試・広報部長を置く。

2 教務部長は、学長の命を受け教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生部長は、学長の命を受け学生の厚生補導に関することを掌理する。

4 入試・広報部長は、学長の命を受け入試及び広報に関することを掌理する。

第8条 本学に、各部門の調整及び大学学務の執行にあたるため、部室長会を置く。

2 部室長会に関する事項は、別に定める。

第9条 削除

第9条の2 本学に、入学試験に関する事項を審議するため、入学試験委員会を置く。

2 入学試験委員会に関する事項は、別に定める。

第10条 学長は、専門の事項を審議するため、必要な委員会を置くことができる。

## 第2章 修業年限、学年、学期及び休業日

第11条 本学の修業年限は4年とし、在学期間は8年を超えることができない。

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として35週とする。

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 本学院創立記念日（9月29日）
  - (4) 夏季休業、冬季休業及び春季休業に関しては、別に定める。
- 2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

### 第3章 入学、休学、転学、退学、留学及び除籍

第15条 本学に入学できる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると指定した者
- (4) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (5) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者と同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であると認められる当該国の検定（国の検定に準ずるものを含む。次号において同じ。）に合格した者で、18歳に達した者
- (6) 外国において、高等学校に対応する学校の課程を修了した者（これと同等以上の学力があるかどうかに関する認定試験であるとみとめられる当該国の検定に合格した者を含む。）で文部科学省の認める教育施設において我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を修了し、かつ、18歳に達した者
- (7) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (9) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

ただし、後期の始めに入学を認めることがある。

第17条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

第18条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

第19条 前条の選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して入学を許可する。

第20条 次の各号の一に該当する者で、本学に編入学を願い出る者があるときは、その資格を審査し、試験選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学、短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者及び卒業見込みの者
- (2) 削除
- (3) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であること、その他文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）を修了の者及び修了見込みの者
- (4) その他相当の年齢に達し、上記3号と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 編入学に関する規程は、別にこれを定める。

第20条の2 他の大学に在籍する学生が在籍する大学の長の許可を得て、本学に転入学を願い出たときは、その資格を審査し、試験選考のうえ相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学の時期は学期の始めとする。

3 転入学に関する規程は別にこれを定める。

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学に再入学を希望する者があるときは、学長は、学部教授会の議を経て相当年次に再入学を許可することがある。

- (1) 願いによって本学を退学した者
- (2) 除籍された者

2 再入学を希望する者は、あらかじめ再入学願を学長宛提出しなければならない。

3 再入学の時期は、毎学期の始めとする。

4 再入学は、退学又は除籍の日より3か年以内とする。

第22条 疾病その他特別の理由により、1か月以上修学することができない者があ

るときは、学長は、休学を許可することができる。

2 休学を希望する者は、その理由を記して、保証人と連署のうえ、願書を学長宛に提出しなければならない。

3 休学の時期は、毎学期の始めとする。

第23条 休学の期間は、1年又は半年とする。

2 休学期間が満了し、引続き休学を希望するときは、あらかじめ休学延長願を学長宛提出し、許可を得なければならない。

3 休学の期間は、通算4年を超えることはできない。

4 休学期間は、第11条に定める在学年数に算入しない。

第24条 休学期間の満了又は休学期間中にその理由が消滅したことにより、復学を希望する者は、あらかじめ学長宛復学願を提出し、許可を得なければならない。

2 復学の時期は毎学期の始めとする。

第24条の2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者がある場合は、学長は、休学を命ずることができる。

第25条 他の大学への転出を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

2 転出に関する規程は、これを別に定める。

第25条の2 他の学部への転学部または在籍する学部の別の学科への転学科を希望する者があるときは、学長は当該学部の教授会の議を経てこれを許可することができる。

2 転学部に関する規程は、別にこれを定める。

3 転学科については、別にこれを定める。

第26条 退学を希望する者は、あらかじめ学長宛退学願を提出しなければならない。

2 学長は、前項の願出があった場合、これを許可することができる。

第26条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学と協議し、学生を当該大学に留学させることができる。

2 留学の期間を、在学年数に算入する。

3 第31条の2第2項の規定は、学生が留学する場合に準用する。

第27条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第45条第1項で定める学費を所定の期日までに納付せず、催告を受けてもなお納付しない者

- (2) 第11条に定める在学年限を越えた者
- (3) 休学に関する規程に定める休学期間を超えて、なお復学できない者
- (4) 長期間（6か月）にわたり行方不明の者
- (5) その他上記に準ずる者

#### 第4章 教育課程及び履修方法等

##### 第28条 削除

第29条 各授業科目の単位数は、原則として次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

第30条 授業科目及び単位数は、別表(1)-1、(1)-2、(2)-1、(2)-2、(3)-1、(3)-2に定めるところによる。

第31条 学生は学部所定の教育課程を履修し、次に定める単位以上を修得しなければならない。なお、科目の履修に関しては、履修規程でこれを定める。

経済学部 124単位

リハビリテーション学部 126単位

- 2 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学の1年次に入学した学生の既修得単位については、学長は、教育上有益と認めるときは、本学において修得したもものとして認定することができる。この場合単位認定は合計30単位をこえてはならない。
- 3 教育職員免許状を得ようとする者は、前項に規定するもののほか、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に規定する所定の単位を修得しなければならない。
- 4 前3項の単位を修得した者については、次の免許状を授与する。

経 済 学 部	中学校教諭一種免許状	社 会
経 済 経 営 学 科	高等学校教諭一種免許状	公 民
経 済 学 部	中学校教諭一種免許状	社 会
国際文化ビジネス・観光学科	高等学校教諭一種免許状	地 理 歴 史
	高等学校教諭一種免許状	公 民

第31条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学と協議し、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により学生が修得した単位は、30単位を限度とし本学において修得したものとみなすことができる。

第31条の3 学生が入学前に本学の科目等履修生として取得した単位は、学長は、教育上有益と認めるときは、16単位を限度として、入学後又は編入学後に卒業単位として認定することができる。

第32条 各授業科目の成績の評価は、試験、平常の成績によりS（90点以上）、A（80点以上）、B（70点以上）、C（60点以上）、D（59点以下）、F（未受験）の評価をもってし、DおよびFを不合格とする。

2 成績評価の運用については別に定める。

第33条 試験は、定期試験と臨時試験に分ける。

2 試験に関する規程は、別にこれを定める。

## 第5章 卒業及び学士号

第34条 本学に4年以上修学し、第31条の規定に従い所定の課程を修めた者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、次の区分により学士の学位を授与する。

経済学部 学士（経済学）

リハビリテーション学部 学士（理学療法学）

第34条の2 卒業の要件を満たした者が卒業の延期を希望するときは、学長はこれを許可することができる。

2 卒業の延期について必要な事項は別に定める。

第35条 削除

## 第6章 賞 罰

第36条 学力、人物共に優秀で他の模範となる学生があるとき、学長はこれを表彰することができる。

第37条 この学則に違反し、又は学生の本分に反する行為をなした者は、その軽重に従い学長はこれを懲戒する。

2 前項の懲戒は、訓告、停学及び退学とする。



- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 学生の懲戒に関する手続きについては、別に定める。

## 第7章 研究生、聴講生及び科目等履修生

第38条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

2 研究生についての規程は別に定める。

第39条 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関する規程は、別にこれを定める。

第39条の2 本学において特定の授業科目を履修し、単位を修得することを志願する者がいるときは、教育研究に支障のない場合に限り、審査のうえ科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規程は別にこれを定める。

第39条の3 外国からの交換受入留学生に対して別表(4)に定める特別プログラムを実施する。

## 第8章 附属機関

第40条 本学に、情報センターを置く。

2 情報センターに、センター長を置く。

3 センター長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 情報センターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の2 本学に、経済文化研究所を置く。

2 経済文化研究所に、所長を置く。

3 所長は、学長及び学部長の命を受け、所務を掌理する。

4 経済文化研究所の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の3 本学に、国際交流センターを置く。

2 国際交流センターに、センター長を置く。

3 センター長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 国際交流センターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の4 本学に、キリスト教センターを置く。

2 キリスト教センターに、センター長を置く。

3 センター長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 キリスト教センターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の5 本学に、リハビリテーション学研究所を置く。

2 リハビリテーション学研究所に、所長を置く。

3 所長は、学長及び学部長の命を受け、所務を掌理する。

4 リハビリテーション学研究所の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の6 本学に、地域交流・生涯教育センターを置く。

2 地域交流・生涯教育センターにセンター長を置く。

3 センター長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 地域交流・生涯教育センターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の7 本学に、大学教育センターを置く。

2 大学教育センターに、センター長を置く。

3 センター長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 大学教育センターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の8 本学に、キャリアセンターを置く。

2 キャリアセンターに、キャリア教育・支援部長を置く。

3 キャリア教育・支援部長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 キャリアセンターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

第40条の9 大学にIRセンターを置く。

2 IRセンターに、IRセンター長を置く。

3 IRセンター長は、学長の命を受け、所務を掌理する。

4 IRセンターの組織及び運営に関する事項は、別に定める。

## 第9章 公開講座

第41条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に、公開講座を開設することができる。

## 第10章 厚生及び保健

第42条 本学に、学生ホール、食堂、その他厚生施設を設ける。

第43条 本学の教職員及び学生の保健に関しては、学校医を定め、その指導のもとに健康管理をなす。

## 第11章 入学検定料、授業料その他の納付金

第44条 入学検定料、編入学選考料、研究生選考料、科目等履修生選考料並びに聴講生選考料の額は、別表(5)のとおりとする。

第45条 入学金、授業料等学費の額は、別表(6)のとおりとする。

2 科目等履修生登録料、科目等履修生履修料、聴講生登録料、聴講料並びに教職課程履修料の額は、別表(7)のとおりとする。

第46条 学費の納付等に関する規程は、別にこれを定める。

第47条 納付された学費等は、別に定める場合を除きこれを返還しない。

2 証明書等の交付を受ける者は、学費納付規程の定めるところによる。

第48条 学長は、別に定める規程により授業料等の減免、奨学金の支給をすることができる。

## 第12章 改正

第49条 この学則の改正は、理事会がこれを定める。

(中略)

### 附 則

本学則は、2018（平成30）年4月1日から改正施行する。なお、第30条の別表(1)-2については2018（平成30）年度入学生から適用し、別表(2)-2については、2013（平成25）年度入学生から、2017（平成29）年度の入学生に適用し、別表(3)-2については、2009（平成21）年度から、2012（平成24）年度の入学生に適用する。